

# 日本消化器病学会 関東支部 キャリア支援の会 会則

## 第1章 総則

第1条 本会は日本消化器病学会関東支部キャリア支援の会と称する。

第2条 本会の事務は日本消化器病学会関東支部事務局が行う。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は会員各自のキャリアアップ、知識の進歩、勤務環境の改善、社会的地位の向上、会員相互の親睦等を図り、男女共同参画を推進することを目的とする。

第4条 本会はその目的達成のため、会員相互の情報の交換を図り、主として支部例会時に総会、研修会、講演会などを行う。

## 第3章 会員

第5条 日本消化器病学会会員で関東支部に属する女性医師。

## 第4章 役員

第6条 役員は、委員長：1名、委員 若干名から構成される。

第7条 委員長は委員会において推薦され、支部長が委嘱する。

第8条 委員は委員会において推薦され、委員長が委嘱する。

第9条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。原則、委員長を含む委員の任期は1期2年で3期までとする。

## 第5章 委員会

第10条 委員会は年に1回以上開催し、委員長もしくは代理がこれを招集する。

第11条 委員会は委員、支部長及び顧問をもって構成する。

第12条 委員会では次の事項を審議、報告する。

支部キャリア支援の会の運営に関する事項

支部学術集会、その他の企画に関する事項

支部女性会員の増員、女性評議員の増員、継続に関する事項

日本消化器病学会キャリア支援委員会が行う事業に関する事項

その他

## 第6章 会計

第13条 本会に必要な経費は消化器病学会関東支部会会計をもってあてる。

## 第7章 会則の変更

第14条 本会則の変更は委員会で行った後、会員の承認を得る。

## 第8章 附則

第15条 本会則は令和3年4月より施行する。

一部改定 令和6年9月6日

一部改定 令和8年2月14日